

日本工学アカデミーの使命

社団法人日本工学アカデミーは、広く学界、産業界及び国の機関等において、工学及び科学技術並びにこれらと密接に関連する分野に関し、顕著な貢献をなし、広範な識見を有する指導的人材によって構成されており、工学及び科学技術全般の進歩及びこれらと社会との関係の維持向上を図るため、下記の諸活動を通じて、我が国ひいては世界の発展に資することを目的とする。

記

- 1) 国内外の工学・科学技術政策、教育等に関する調査研究、提言活動を積極的に行う。
- 2) 国内外における学際・業際的及び新技術領域の活動を推進することに資する調査研究等の諸活動を積極的に行う。
- 3) 国内外の工学、科学技術の健全な進歩発展に寄与するための教育活動、及び一般に対する普及、啓発活動を推進する。
- 4) 上記の諸活動を効果的に実施するため、国内外の諸団体、特に海外の工学アカデミーとの連携を強化し、共同事業等を推進する。
- 5) 上記の一環として国際工学アカデミー連合の主要メンバーの一員として、特に近隣諸国における工学アカデミーの設立に対して、良きアドバイザーとしての責務を果たす。

2000年7月19日理事会

2004年度事業報告

概要

豊かさの認識の変化、科学技術の進歩に伴う負の効果、安全に対する関心の増大など、科学技術に対する国民の理解・関心が大きく変化し、工学の役割と責任も変化している。そのため科学技術に関連する広範な問題について、非政府・非営利の立場から技術者・工学者が中立・公正で見識の高いメッセージを発することが国民から求められている。

わが日本工学アカデミーも時機を失せず適切な提言を発表することが必要との認識のもと、政策委員会にて審議・検討を重ね、会員の意見を電子メールによるアンケートで聴取し反映させて、「第3期科学技術基本計画策定への提言」を10月18日に発表した。

国際関係では第6回国際シンポジウムを4年振りに「ロボットとの共生」をテーマにして東京の学術総合センター橋記念講堂にて10月4日、5日に開催した。また、11月1日には東アジア工学アカデミー円卓会議にて、日中韓三国工学アカデミー会長が「技術倫理宣言」に調印した。ノルウェーにて開催された国際工学アカデミー連合の年次総会とセミナー、けいはんなプラザホテルで開催された第4回日米先端工学シンポジウムなど、会長はじめ関係者が多数出席した。

作業部会「環境フォーラム」と「エネルギー基本戦略部会」は「日本のエネルギーに未来はあるか 有限の地球に生きる」と題して、11月1日に日本学術会議講堂にて公開シンポジウムを開催した。また、10月には環境フォーラム編「豊かな石油時代が終わる 人類は何処へ行くのか」と題する本を、日本工学アカデミーの名前で初めて発行し、丸善より発売した。

デジタルコンテンツネットワーク流通専門委員会はコンテンツ流通産業を2010年に50兆円の市場とするための要件をd コマースとして提案し、「2010年コンテンツ産業に必要な8つの要件 d commerce 宣言」をアスキーより出版した。

産業界、官界、学界の不祥事が重なり、社会的

に大きな問題となったが、新しい作業部会「21世紀の社会的責任 人工物によるリスクを軽減するには」が9月に発足し、活動を開始した。

2005年10月から新しい日本学術会議がスタートする。新たな学術会議が、①政府への政策提言機能、②科学者間の連絡・調整機能、③社会とのコミュニケーション機能、を十分発揮できるよう諸改革を進めている。このような情勢を踏まえて、わが日本工学アカデミーも2005年3月に企画委員会のもとに改革タスクフォースを発足させた。

1 総会・理事会・会員

1.1 総会

社団法人日本工学アカデミー第7回通常総会は下記により開催され、「2003年度事業報告及び収支決算報告」を承認し、「2004年度事業計画及び収支予算」を決定した。

今年度は全役員の任期が満了となるので、理事30名(再任15名)、監事2名(再任1名)を選任した。

日時 2004年5月19日(水)14:00~14:35
場所 虎ノ門パストラル新館6階アジュール
東京都港区虎ノ門4 1 1

当日出席正会員67名、表決委任正会員357名、合計424名

1.2 理事会

総会直後の第43回通常理事会において、西澤潤一理事が会長に、副会長には青山博之、神山新一、國武豊喜、中原恒雄の4理事が再選、三井恒夫理事が新たに選任された。また、専務理事には山田郁夫理事が再任された。

理事会は毎奇数月、年6回開催、会の運営に必要な事項を審議・決定した。

主なものをあげると、総会議事、正会員の入退会、作業部会の新設及び延長、委員長、部会長等の承認がある。また、報告事項としては第6回国際シンポジウム、第8回東アジア工学アカデミー円卓会議、各種公開シンポジウム、各地区での講演会等、主催した行事の準備進捗状

況と終了後の報告、各委員会の報告、初めての出版の報告、他団体主催行事の協賛・後援等があった。

1.3 会員

(会員選考委員長：青山博之、幹事：伊東 誼、持田侑宏)

- ・正会員：正会員数は年度当初582名、本年度の入会者30名、退会者24名、死亡者13名で、年度末の正会員数は575名となり、年度当初に比べ7名の減少となった。
- ・客員会員：客員会員数は、年度当初28名で、2名の増加があり、年度末には30名となった。
- ・賛助会員：前年度より1社減り18社、口数は65口減り105口となった。
- ・会員選考委員会：7月、11月、3月の3回開催し、30名の新正会員を選考、理事会に提案した。

会員数の年度内増減は下表の通りである。

事 項	正会員数	客員会員数	計	賛助会員
年度当初	582名	28名	610名	18社
入 会	+30	+2	+32	-
退 会*	-24	0	-24	-
死 亡	-13	0	-13	-
年 度 末	575名	30名	605名	18社

*年度末付退会者を含む

2 個別事業

2.1 委員会

(1) 企画委員会

(委員長：中原恒雄、副委員長：隈部英一)

企画委員会は、会長並びに理事会の諮問事項について検討する事を目的として、本年度は委員会を5回開催した。

学術会議の改革と日本工学アカデミーのあり方について、2004年度を通して論議をした。その結果、新しい学術会議の発足時に、会長名で新学術会議発足への祝意と期待を述べる寄稿をする事とした。日本工学アカデミーの体制の見直しについて、会長の諮問を受け、日本工学ア

カデミーの改革案を纏める事となった。これを速やかにまとめるため、TF(タスクフォース)を編成して、川崎委員をコーディネーターに依頼した。

また、事業計画と予算、事業報告と決算について理事会の前に審議・確認をした。

(2) 政策委員会

(委員長:故小野田 武 2005.01まで、丹羽富士雄)

2003年に第2期科学技術基本計画(2001-2005年)が中間点を越え、2004年度中に第3期基本計画の策定作業が総合科学技術会議において開始されることが確実視された。時機を失せず適切な提言を発表することが必要であると認識した政策委員会は、前委員長の下に全委員をメンバーとするタスクフォースを立ち上げた。意見交換、枠組みの作成、会員へのメールアンケート、科学技術政策研究所との意見交換等、2年間の作業を経て、「第3期基本計画策定への提言」を作成した。昨年10月に発表すると共に、総合科学技術会議と関連部局者に伝達した。加えて、第1期および第2期の科学技術基本計画の成果については科学技術政策研究所が膨大なレビュー調査を実施した。政策委員会もこのレビュー調査には様々な局面で協力してきた。

以上を踏まえて、本年2月第143回談話サロンとして、「第3期科学技術基本計画への提言」をテーマに開催した。多数の会員の参加を得て、建設的で充実したサロンになった。この結果はEAJ Informationとして発行する予定である。

(3) 国際委員会

(委員長：飯塚幸三、副委員長：柳田博明)

委員会は例年通り4回開催するとともに、必要に応じて各課題の関係者による打ち合わせを行った。活動全般は中期計画に沿って進めた。本年度の特記事項としては、恒例の日中韓三国工学アカデミー円卓会議を東アジア工学アカデミー円卓会議に拡大し、中国で開催された会議で技術倫理宣言に調印したことと、第6回国際会議として「ロボットとの共生」をテーマとする国際シンポジウムを開催したことが挙げられる。以下に各項目についての活動の概要を述べる。

a) 本アカデミーが主催する第6回目の国際会

議として、かねてから組織委員会(委員長：飯塚幸三会員)が準備を進めてきた「ロボットとの共生」をテーマとする国際シンポジウムを、2004年10月4、5日の2日間、東京の一橋記念講堂で開催し、国内外の優れた成果が披露され、180名近い参加者に感銘を与えた。一方、2007年にわが国が主催する国際工学アカデミー連合の大会については、すでに2002年のCAETS総会において次のような予定テーマで開催することを報告してある[Realization of Recycling Society and Sustainable Development; The Role of Technology]。そのための予算の積み立てを実施するとともに、準備検討を始めた。

- b) 国際工学アカデミー連合(CAETS)との協力に関しては、2004年5月にノルウェーのStavangerで年次総会が開催され、中原恒雄副会長と山田郁夫専務理事が出席した。また併催のシンポジウム“Global Energy Foresight”での発表者として秋山守会員が出席し、講演を行った。また、2005年7月に豪州で開催される大会“Oceans and World's Future”については、先に海洋への気候変動の影響についてのパネリストとして元東京大学海洋研究所長の平啓介氏を推薦してあったが、さらに加えて海上技術安全研究所の児玉良明氏を海上輸送セッションの講演者として推薦した。
- c) 多国間協力としては昨年3巡目に入った日中韓三国工学アカデミー円卓会議において、東アジア工学アカデミー円卓会議に拡大することが合意され、その最初の会議が中国の蘇州で開催された。本アカデミーからは西澤潤一会長と、上野晴樹会員および伊東誼会員が出席し、タスクフォースで検討を進めてきた技術倫理宣言が3国で合意され、日中韓工学アカデミーの3会長が調印・署名した。同時に開催されたフォーラムには日立製作所の横山宏氏、JR東日本の野元浩氏に講演者として参加いただいた。
- d) 二国間協力については、定例化した日米間の若手技術者育成のための日米先端工学(JAFoE)シンポジウムを日本が開催する番

で、科学技術振興機構と共催で2004年11月4-6日にけいはんなプラザホテルで開催した。参加者は日本から17名、米国から19名であった。

また、中国工程院(CAE)の創立10周年記念式典に西澤潤一会長、オーストラリア理工学アカデミー(ATSE)の年次総会に渡辺千仍会員が出席、ATSEからJohn W. Zillman会長(4月)およびDr. John Sligar(9月)、英国王立工学アカデミー(RAEng)から若手技術者2名(7月)の訪問など、海外アカデミーとの交流を行った。

客員会員として、永年にわたり日米の交流に貢献された米国工学アカデミー(NAE)のWm. A. Wulf会長、第6回国際シンポジウム「ロボットとの共生」に論文参加され、日本との交流に貢献されたセルビア・モンテネグロ工学アカデミーのMiomir Vukobratović会長の2名を推薦し、11月の理事会にて承認された。

(4) 広報委員会

(委員長：小林敏雄、副委員長：山崎弘郎)

日本工学アカデミーの活動ならびに工学者の立場からの提言を社会に向けて発信することと会員相互の情報交換の二つのミッションの具体化を念頭におき、工学アカデミーの発行、発刊するそれぞれの印刷物およびホームページについて統廃合と再編を議論した。主たる論点はそれぞれの印刷物の役割、対象をどのように考えるか、公益法人としての活動の統計的数値を何処にどのような形で残すか、印刷物と電子情報の役割分担と重複をどのレベルで実現するかである。

会員相互の情報交換の主たるツールであるEAJ NEWSについては隔月発行を維持し、第97号から第102号までを刊行した。会員同士の意見交換の場として紙上フォーラムを連続的に掲載した。EAJ NEWSの英文サマリーをホームページ上に掲載し、海外関係先に情報発信している。ホームページも随時、拡充・更新した。2005年3月のヒット数は月6万3千件、1日平均2千件で増加傾向にある。会員名簿については正会員の最新データのみを記載した2004年度

版会員名簿を発行した。年報については、次年度以降は Activity Report への衣替えの方向が打ち出されたが、本年度は従来通りの年報として発行する。EAJ Information は No .120および No .121の 2 編を発行した。

2.2 専門部会

(1) 安全専門部会(部会長：柴田 碧)

本専門部会は2003年度で終了したが、Safety Burst WG(WG H：高田毅士)が 1 回の取りまとめ会を開き、その成果を談話サロンにて報告した。

本 WG に参加した委員は広範な工学分野から人工物の安全性に興味を持つ専門家26名である。2003年度 6 回の WG を開催して「Safety Burst(安全の破綻)」に関連した事例検討及び、新語である「Safety Burst」の定義と近未来の新しいリスク像を模索する活動を行った。WG の成果として近未来のリスク像には二つの特徴：1)同時多発性、2)連鎖的被害拡大があることを結論した。そして、「Safety Burst」とは、「強い影響を与える可能性のある大きなシステムが一カ所または同時多発的に複数箇所の損傷を受けることによって連鎖的に被害が拡大し、想定した状態を維持・確保できなくなった状態を表す用語」であると定義した。これらの活動は2004年10月の第141回談話サロンで報告した。

2.3 作業部会

(1) 環境フォーラム(代表：石井吉徳)

環境フォーラムは2002年度に発足し、2004年度は延長の最終年度である。フォーラムとしたのは折伏型の議論を避けるためであった。幸い各位のご協力を得、本年度は日本学術会議講堂での公開シンポジウム「日本のエネルギーに未来はあるか 有限の地球に生きる」の開催、日本工学アカデミーの第一号の市販本「豊かな石油時代が終わる 人類は何処へ行くのか」の出版、4月に第2版の発行、などの大きな成果を上げた。次年度からは「環境・エネルギー研究会(芦田譲代表)」に発展的に継承される。本フォーラムの詳細は石井代表のホームページを参照されたい。

[<http://www007.upp.so.net.ne.jp/tikyuu/>]

(2) デジタルコンテンツネットワーク流通専門委員会(委員長：安田 浩)

本委員会は、2002年4月に第一期の活動を開始した。翌2003年4月からは、オールジャパンでデジタルコンテンツを考えるために、日本学術会議の研究会(座長：辻井重男会員)との共催で第二期の活動を行った。

本年度は、ブロードバンドの普及拡大ほどには、情報産業が活性化していない理由を分析し、IT 産業を2010年に50兆円規模の市場とするための要件について研究した。デジタルコンテンツの問題には、メディアが変わるだけでは本質的に新しい市場につながらない、ネットワーク固有のコンテンツの不足、個人が簡単にコンテンツを作れる環境がない、などがある。また、インターネット利用者の価値観の問題としては、ただ・無断利用・改編自由といった感覚が根深いこともある。そのなかで、コンテンツ生産の効率化、情報の信頼性など品質管理、モノや情報・サービスの広告宣伝、デジタル知識の集積や探索、著作権管理、情報仲介サービスなどのコア技術としてメタデータ技術がある。

それを「でじたる・こまーす(d コマース)」として提案した。提案を産官学、そして民に訴求できるよう「2010年コンテンツ産業に必要な 8 つの要件 d commerce 宣言」としてアスキーより出版した。

(3) 技術リテラシー(主査：桜井 宏)

2003年4月より作業が開始された技術リテラシー TF は2004年4月には事業の最終年度である第2年度に入り、作業の軸足を情報の収集から、内容の選択、報告書の構成等に移し、7回の会合で中間報告を取りまとめ、2月3日に中間報告会を第142回談話サロンとして開催した。会員の方々のコメントを中間報告に加筆訂正し、年度末現在報告書最終原稿が全メンバーにより閲読されている段階である。最終報告書は技術リテラシーについての検討の結果とそれに基づく提言から成るが、付章として我が国のすべての国民が持つことが望ましい技術リテラシーの内容の素案も提案している。TF としての実質的作業は予定通り第2年度で完了し、報告書の印刷、発表、EAJ ウェブサイトへの提

示、及び内容紹介のための公開講演会が次年度に残された業務となった。

(4) エンジニアリングと社会(主査：上野晴樹)

本作業部会は、エンジニアリングと社会との相互理解促進を目的として、CAETSの活動に沿った形で設立された。優秀な学生の獲得、選挙権のある社会人への理解促進、社会との交流の促進、およびエンジニアの地位の向上を主たるテーマとしている。第2年目は、指導的な立場の講師を招いての意見交換等を行った。特に、ヘンリ・アンジェリーノ教授(国立情報学研究所客員教授、元仏ツールーズ工大学長)によるレクチャー“Engineering Education in a Changing World : Some European Answers”は、ヨーロッパが行っている高等教育改革「ボローニア宣言」の理念や各国の対応など貴重な示唆となった。また、EA RTMのアジア技術倫理宣言の素案作成に協力した。実質的には2004年で活動を終了し、活動結果を報告書にまとめることが次年度に残された作業である。

(5) 北海道・東北地区地域経済活性化のための工学の役割(主査：神山新一)

2004年度の活動として5回の作業部会を開催し、北海道・東北地区におけるそれぞれの地域の特色を生かした産学連携事業に関する調査(北大、室蘭工大、はこだて未来大、石巻専修大、いわき明星大、会津大、東北学院大、宮城高専)を実施し、東北地区特有の経済活性化のための工学の役割について論じてきた。また、作業部会の成果報告も兼ねて、2005年1月21日に秋田県本荘市において特別セミナーを開催した。2005年度はさらに中小企業で働く技術者の人材育成の問題も含めて活動を進め、将来に向けての展望をまとめる予定である。

(6) 環境産業・環境技術の未来像

(主査：國武豊喜)

2年目の活動として、北九州地域で行われている本課題に関するさまざまな立場からの検討と連携した集まりを行った。その一つは、エコテクノ2004の一部として、北部九州地域の先端的な環境関連研究の紹介を行い、日本工学アカデミーメンバーが中心となって新環境技術の将来を議論した。二つめは、北九州地域における

次世代環境産業についての提言に参画し地域の課題と次世代の可能性についての整理を行った。結論として地域のもつ製造業ポテンシャルを生かし、環境制約からくる自然な産業転換が現実的であること、安心安全な社会作りを目指す中での新技術育成となることが明確となった。

(7) エネルギー基本戦略部会

(部会長：秋元勇巳、副部会長：秋山 守)

当部会は、2003年8月に故山路敬三氏を部会長として、エネルギー戦略の体系化と未来への展開等を含む「エネルギー基本戦略」構築を目指し発足したが、2004年度は秋元勇巳新部会長の下に、専門家よりのヒアリング、ノルウェーで開催された国際工学アカデミー連合のセミナーでの発表、及び公開シンポジウム「日本のエネルギーに未来はあるか」を開催するとともに「情報の収集、分析・評価、提供を行なう基盤構築」を主体とした「緊急アピール」を取り纏め政府首脳を含む関係先へ提出した。

(8) 安全知の連合(部会長：向殿政男)

- ・2004年5月26日、安全知の連合作業部会の発足に先立ち、幹事打ち合わせ会開催：日本学術会議安全工学専門委員会WG委員及び安全関連学会からの代表者を加えた組織として、安全知の連合委員会を設置することを決定、趣旨書を作成
- ・2004年7月1日、「安全知の連合」作業部会(準備会)開催：安全知の連合委員会に対する関連学協会へ代表者選出の依頼と参加要請
- ・2004年11月11日、第1回の「安全知の連合」委員会を、早稲田大学で、安全工学シンポジウムと共に同日開催
- ・2004年12月27日、2005年2月28日、3月30日、それぞれ、第1回、第2回、第3回の運営幹事会を開催：年間のスケジュールを決定、特に、2005年12月に「安全工学フォーラム(冬季安全工学シンポジウム)の開催を決定

(9) 21世紀の社会的責任(主査：平澤 洽)

科学技術が社会生活の細部にまで浸透した現代社会において、科学技術者の社会的責任はきわめて大きいと言わざるを得ない。本作業部会では、この問題の所在を単なる事故学や失敗の

科学の枠組みに限定することなく、そもそも論に立ち返り、人工物システム論、科学技術基礎論、知識科学、科学技術者行動学、組織論、企業論、政策論、社会体制論等の広がりの中で問題を捉え直し、改めて人工物をめぐるリスクの本質に分け入ることを目指し、9月に作業部会を設定し活動を開始した。

本年度は、斯界の若手専門家を中心とした検討会を開き、「人工物によるリスクを軽減するには」、「科学論から見た科学技術と社会」、「専門家責任論をめぐって」、「21世紀の社会的責任 企業を対象として」など、メンバー間の知見の共有化と集約化を図った。

3 事務局

(1) 講演会・談話サロン・シンポジウム

通常総会特別講演(虎ノ門パストラル)

2004 5 .19 「アジア太平洋地域の地球環境戦略」

(財)地球環境戦略研究機関理事長 森島昭夫氏を予定していたが、
当日、風邪のため、事務局長 徳田博保氏による同機関の概況紹介に変更

談話サロン(弘済会館)

第140回 2004 .7 .13 将来のエネルギー需給と技術開発*

ノルウェー国際セミナー講演

エネルギー基本戦略部会副会長/(財)エネルギー総合工学研究所理事長 秋山 守 氏

第141回 2004 .10 .20 安全専門部会の歩みと安全の破綻*

安全専門部会長/(独)防災科学技術研究所客員研究員 柴田 碧 氏
Safety Burst WG 主査/東京大学大学院工学系研究科教授 高田毅士 氏

第142回 2005 2 3 技術リテラシー タスクフォース中間報告

発表：同 TF 主査 桜井 宏 氏

コメント：東京大学名誉教授 石井紫郎 氏

講演「理科教育における技術」：お茶の水女子大学名誉教授 細矢治夫 氏

第143回 2005 2 .15 第3期科学技術基本計画策定*

政策委員会報告および会員との意見交換

報告：中原恒雄 氏、飯塚幸三 氏、丹羽富士雄 氏

第144回 2005 2 25 2010年コンテンツ産業に必要な8つの要件

d コマース宣言 メタデータが変えるコンテンツ流通

デジタルコンテンツ流通専門委員長/東京大学国際・産学共同研究センター長 安田 浩 氏

第145回 2005 3 4 スマトラ アンダマン地震の特徴と地球科学者の役割*

環境フォーラムメンバー/応用地質(株)相談役 大矢 暁 氏

第146回 2005 3 25 東アジア工学アカデミー円卓会議の技術倫理宣言の意義と今後の展望*

国際委員/国立情報学研究所教授 上野晴樹 氏

公開シンポジウム「日本のエネルギーに未来はあるか 有限の地球に生きる」

2004 .11 .1 日本学術会議講堂

主催：日本学術会議第5部資源開発工学研究連絡委員会/エネルギー・資源工学研究連絡委員会
地球・資源システム工学専門委員会

(社)日本工学アカデミー エネルギー基本戦略部会/環境フォーラム

(財)エネルギー総合工学研究所

協賛：(社)日本工学会、(社)先端技術産業調査会、環境資源工学会、(社)資源・素材学会、
(社)石油学会、(社)日本エネルギー学会、(社)日本原子力学会、(社)物理探査学会、
(社)リモートセンシング学会、石油技術協会、日本地熱学会後援：内閣府、外務省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省、(社)日本経済団体連合会、
(社)経済同友会、新世紀文明国会議員懇談会

開会挨拶 日本学術会議副会長 岸 輝雄 氏

講演1「安く豊かな石油時代が終わる “石油ピーク”の意味するところ」

環境フォーラム代表/東京大学名誉教授、富山国際大学教授 石井吉徳 氏

講演2「エネルギー政策をめぐる諸問題」

エネルギー基本戦略部会長/三菱マテリアル(株)名誉顧問 秋元勇巳 氏

講演3「新しい文明への移行 「人類と地球」の世紀」

(株)モリエイ代表取締役会長、(財)日本学術協力財団理事 内田盛也 氏

講演4「水素エネルギーの展望と課題」

東京大学名誉教授 吉田邦夫 氏

講演5「列島をめぐる領土と資源エネルギー」

京都大学教授 芦田 譲 氏

総括とアピール

エネルギー基本戦略部会副会長 秋山 守 氏

閉会挨拶

(社)日本工学アカデミー副会長 三井恒夫 氏

*はEAJ Information(印刷物)になっているかまたは準備中のもの

(2) 地区活動

1) 2004 .6 .1 中部地区講演会(愛知厚生年金会館)

「工学に明るい未来はあるか? 環境と生産から考える」

名古屋大学高等研究院教授/(社)日本工学アカデミー理事 武田邦彦 氏

2) 2004 .10 .27 公開シンポジウム「九州地区の21世紀 COE が育む環境技術」

(北九州市小倉区西日本総合展示場)

開会挨拶

九州大学総長 梶山千里 氏

(財)九州地域産業活性化センター常務理事 清水正行 氏

講演

「海洋エネルギーの先導的利用科学技術 海洋温度差発電を中心とした取り組み」

佐賀大学理工学部教授 門出政則 氏

「水素利用機械システムの統合技術より 風レンズ効果を利用した風力発電」

九州大学応用力学研究所教授 大屋裕二 氏

「循環型住空間システムの構築」

(社)日本工学アカデミー理事/九州大学大学院人間環境工学研究院教授 松藤泰典 氏

「感覚特性に基づく人工環境デザイン」

九州大学大学院芸術工学研究院教授 梶原 裕 氏
閉会挨拶 (社)日本工学アカデミー副会長/北九州市立大学副学長 國武豊喜 氏

3) 2004 .11 20 北海道・東北地区講演会(東北大学青葉記念会館)
挨拶 (社)日本工学アカデミー会長 西澤潤一 氏
講演「科学技術と社会の関係構築と大学の役割」
東北大学大学院工学研究科教授/研究推進・知的財産本部研究推進部長 北村正晴 氏
「北海道・東北地区の地域経済活性化における工学の役割」
(社)日本工学アカデミー副会長・同作業部会主査/
秋田県立大学システム科学技術学部学部長 神山新一 氏

4) 2005 3 22 中部地区講演会(名古屋大学工学部 4 号館大会議室)
講演「国際エネルギー機関も認めた「石油ピーク」」
環境フォーラム代表/富山国際大学教授 石井吉徳 氏

(3) 懇談会
2004 .10 26 日本学術会議第 5 部会員との懇談会(はあといん乃木坂) 参加者 37名

(4) 印刷物
2004年11月 5 日発行 EAJ Information No .120、pp 25
秋山 守：「将来のエネルギー需給と技術開発」 ノルウェー国際セミナー講演
2005年 3 月10日発行 EAJ Information No .121、pp 24
安全専門部会報告
柴田 碧：「安全専門部会の歩み」
高田 毅士：「Safety Burst(安全の破綻)WG 報告」

(5) 書籍
(社)日本工学アカデミー・環境フォーラム編 (社)日本工学アカデミー発行
「豊かな石油時代が終わる 人類は何処へ行くのか」
丸善株式会社出版事業部 2004 .10 20初版 2005 4 .1第二版

(社)日本工学アカデミー・日本学術会議編
「2010年コンテンツ産業に必要な 8 つの要件 d-commerce 宣言」
株式会社アスキー 2004 .11 .1初版

組 織 ・ 運 営

社団法人日本工学アカデミーの諸事業の推進は、下図に示す委員会など常置組織と時宜に即したテーマによる作業部会を通じて行われている。また、首都圏以外での地区活動は地区担当理事を中心に北海道・東北、中部、関西、九州・近隣地区の4地区組織で推進された。

本年度は国際委員会のもとで、「ロボットとの共生」をテーマに昨年に引き続いて組織委員会が活動し、第6回国際シンポジウムを実施した。

専門部会制度は2003年度で終了したが、前年度より一部作業を残していた安全専門部会 Safety Burst WG の談話サロンでの成果報告を最後に終息した。

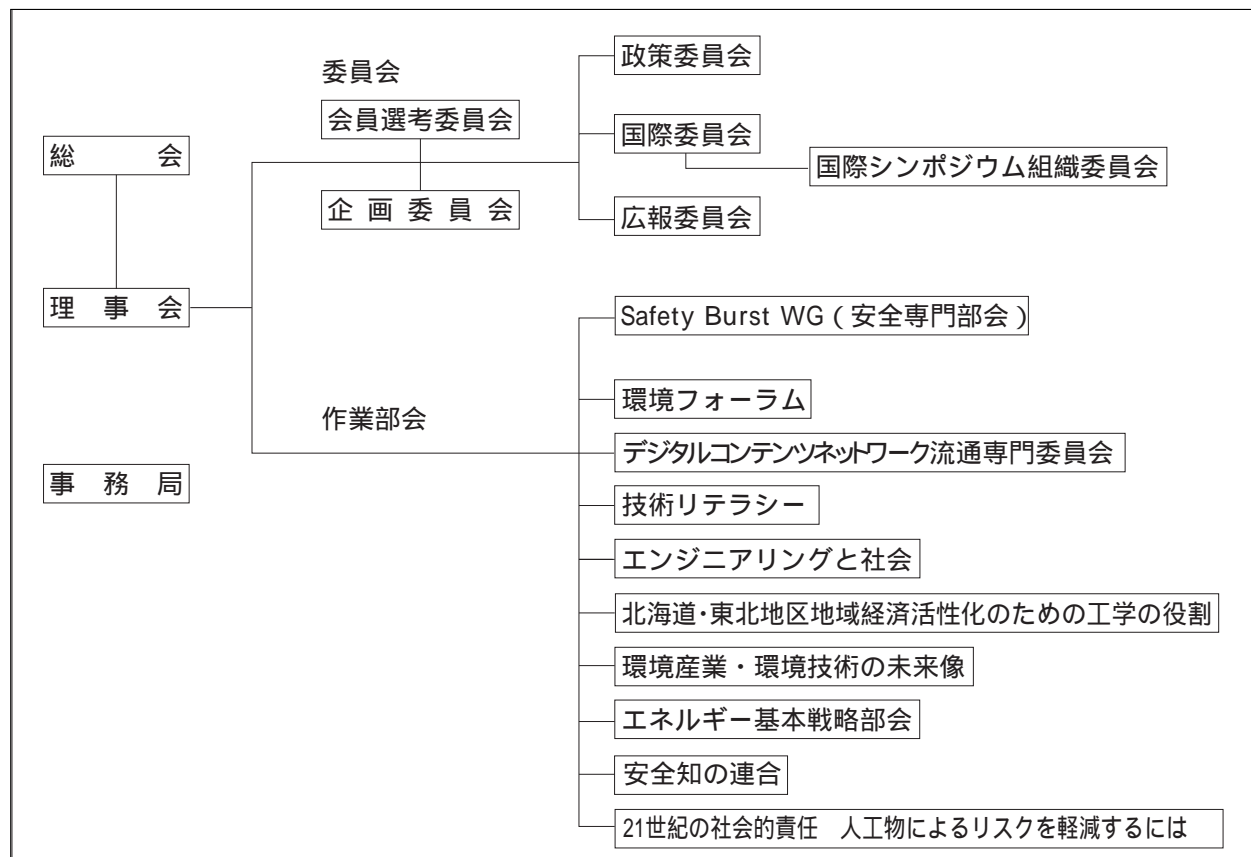
2004年度は作業部会制に移行して3年目になる。原則2年で活動を終了するところ、理事会の

承認を得て、「環境フォーラム」と「デジタルコンテンツネットワーク流通専門委員会」は3年目の活動を実施した。

2年目を迎えた「技術リテラシー」、「エンジニアリングと社会」、「環境産業・環境技術の未来像」、「エネルギー基本戦略部会」は予定通り活動を終了した。

「北海道・東北地区地域経済活性化のための工学の役割」は2年の活動を踏まえ、更に1年延長することが承認されている。

新しいテーマで「安全知の連合」がスタートした。また、年度途中で新しい作業部会として「21世紀の社会的責任 人工物によるリスクを軽減するには」が発足した。



2004年度会計報告

収入については、個人会員の減少により個人会費が予算を下回り、賛助会員会社は18社で変化はなかったが口数の減少があったため、会費収入合計で予算を105万円下回る決算となった。

支出については当初予算より593万円少ない決算となった。委員会、作業部会は概ね計画通りに活動したが、効率的な運営と関係者の費用面の協力もあり節減できた。広報出版、講演会については共催団体の協力もあって費用を節減できた。国際活動については第6回国際シンポジウムを主催したが、参加費収入もあり、予算内に収めることができた。

本年度初めて市販本を2004年10月20日に2,000部発行したが、1,520冊の売上げ95.8万円を雑収入に計上し、29.2万円(480冊：流通在庫)を期末貯蔵品とした。

なお、2007年に日本が当番国として開催予定のCAETS Convocationの開催準備金として、本年度も500万円の積み立てをした。

最終的には当期収支差額は85万円の赤字決算となり、次期繰越額は8,584万円となった。

以上

表 1

貸借対照表

(2005年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金及び預金	83,311,769		
未収入金	3,350,000		
貯蔵品	292,224		
流動資産合計		86,953,993	
2. 固定資産			
電話加入権	74,984		
敷金	4,085,752		
退職積立預金	4,684,071		
国際シンポジウム準備預金	10,000,081		
固定資産合計		18,844,888	
資産合計			105,798,881
II. 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	850,000		
預り金	268,228		
流動負債合計		1,118,228	
2. 固定負債			
退職給付引当金	4,671,339		
固定負債合計		4,671,339	
負債合計			5,789,567
III. 正味財産の部			
正味財産			100,009,314
(うち当期正味財産増加額)			(4,147,701)
負債及び正味財産合計			105,798,881

表 2

収 支 計 算 書

(2004年4月1日から2005年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額
I 収入の部		
1 会費収入		
個人会費	42,000,000	41,350,000
賛助会費	21,400,000	21,000,000
2 その他の収入		
雑収入(利息他)		(注1) 2,301,537
当期収入合計 (A)	63,400,000	64,651,537
前期繰越収支差額	86,688,178	86,688,178
収入合計 (B)	150,088,178	151,339,715
II 支出の部		
1 事業費		
委員会費		
政 策	450,000	265,855
国 際	400,000	349,528
広 報	150,000	76,813
作業部会費		
デジタルコンテンツネットワーク流通	120,000	3,000
環境フォーラム	450,000	400,550
技術リテラシー	300,000	122,622
工学と社会	150,000	141,888
地域経済活性化	300,000	268,843
環境産業・技術の未来像	150,000	
エネルギー基本戦略	200,000	60,444
安全知の連合	230,000	73,890
21世紀の社会的責任	150,000	59,169
新作業部会費	500,000	
	(注2) 150,000	
安全専門部会費		130,000
広報出版費		9,560,000
講演会費		1,500,000
地区活動費		1,100,000
国際活動費		5,980,000
事業事務費		20,369,000
2 管理費		
総会費		1,400,000
理事会費		2,020,000
会員選考関係費		1,000,000
企画委員会関係費		500,000
管理事務費		17,881,000
3 退職給付引当金支出		662,000
4 国際シンポジウム準備金支出		5,000,000
5 予備費		1,000,000
	(注2) 70,000	
当期支出合計 (C)	71,432,000	65,503,950
当期収支差額 (A)-(C)	8,032,000	852,413
次期繰越収支差額 (B)-(C)	78,656,178	85,835,765

(注1) 出版物収入95万8千円、シンポジウム収入132万円を含む

(注2) 理事会の承認により、「新作業部会費」マイナス15万円は「21世紀の社会的責任作業部会費」に、「予備費」マイナス7万円は「安全専門部会費」に5万円、「理事会費」に2万円をそれぞれ充当使用し、当該科目の予算額に含めて表示している。

表 3

財 産 目 録

(2005年3月31日現在)

(単位:円)

財 産 目 録	金	額
I. 資 産 の 部		
1. 流 動 資 産		
現 金 現金手元有高	120,236	
普通預金 みずほ銀行芝支店	39,562,593	
東京三菱銀行田町支店	43,628,940	
未収入金 2004年度個人会費	1,350,000	
2004年度賛助会費	2,000,000	
貯 蔵 品 出版物	292,224	
流動資産合計		86,953,993
2. 固 定 資 産		
電 話 加 入 権	74,984	
敷 金	4,085,752	
退 職 積 立 預 金	4,684,071	
国際シンポジウム準備預金	10,000,081	
固定資産合計		18,844,888
資 産 合 計		105,798,881
II. 負 債 の 部		
1. 流 動 負 債		
前 受 金 会費3名分	850,000	
預 り 金 源泉所得税他	268,228	
流動負債合計		1,118,228
2. 固 定 負 債		
退職給付引当金	4,671,339	
固定負債合計		4,671,339
負 債 合 計		5,789,567
正 味 財 産		100,009,314

表 4

正味財産増減計算書

(2004年4月1日から2005年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額	
I. 増加の部		
1. 資産増加額		
退職積立預金増加額	662,043	
国際シンポジウム準備預金増加額	5,000,071	
増加額合計		5,662,114
II. 減少の部		
1. 資産減少額		
当期収支差額	852,413	
2. 負債増加額		
退職給付引当金繰入額	662,000	
減少額合計		1,514,413
当期正味財産増加額		4,147,701
前期繰越正味財産額		95,861,613
期末正味財産合計額		100,009,314

監査報告書

監査法人監査報告

社団法人 日本工学アカデミー
会 長 西 澤 潤 一 殿

平成17年4月27日
東 都 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 小 林 正 使 ⑩
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 野 口 准 史 ⑩

当監査法人は、社団法人日本工学アカデミーの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16年度の計算書類、すなわち、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人日本工学アカデミーの平成16年度の収支及び正味財産増減の状況並びに平成16年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人日本工学アカデミーと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監事監査報告

事業報告・収支決算書に基づき、事業・財産及び収支の状況を監査した結果、適正であると認める。

2005年4月28日

監 事 伊 藤 學 ⑩

監 事 山 田 敏 之 ⑩

2004年度社団法人日本工学アカデミー役員

<役員>

会 長	:	西澤 潤一			
副 会 長	:	青山 博之	神山 新一	國武 豊喜	中原 恒雄
		三井 恒夫			
理 事	:	相澤 益男	秋山 守	東 實	井形 直弘
		伊澤 達夫	石丸 典生	伊東 誼	井上 雅弘
		猪岡 光	岩田 一明	合志 陽一	後藤 俊夫
		小林 敏雄	佐藤 繁	諏訪 基	武田 邦彦
		土岐 憲三	中塚 勝人	西原 英晃	野村 東太
		羽鳥 光俊	松藤 泰典	柳父 悟	
専 務 理 事	:	山田 郁夫			
監 事	:	伊藤 學	山田 敏之		

<名誉会長・顧問>

最 高 顧 問	:	岡村 總吾			
名 誉 会 長	:	永野 健			
顧 問	:	石川 六郎	伊藤 昌壽	平山 博	堀 幸夫

以 上

2004年度委員会

2005年3月31日現在

* 非会員

会員選考委員会

委員	長	青山 博之			
幹事		伊東 誼	持田 侑宏		
委員	第1分野(機械)	伊東 誼	井上 恵太	大山 尚武	木村 文彦
		田中 正人	谷 順二	早山 徹	矢川 元基
	第2分野(電気, 電子, 情報)	後藤 俊夫	伊賀 健一	伊澤 達夫	坂内 正夫
		辻井 重男	中村 道治	丸山 瑛一	持田 侑宏
	第3分野(化学, 材料, 化学工学)	御園生 誠	石谷 炯	鯉沼 秀臣	田村 昌三
		古崎新太郎	松永 是	安井 至	四ツ柳隆夫
	第4分野(建設, 環境)	和田 章	久田 安夫	池田 駿介	岡村 甫
		五十殿侑弘	田畑日出男	村上 雅也	
	第5分野(金属, 資源, 材料)	藤森 啓安	村上 正紀	内野 健一	奥野 嘉雄
		鈴木 雄一	武田 邦彦	西山 孝	富士原由雄
	第6分野(造船, 航空宇宙, 応物, 原子力, 経営工学, その他の工学分野)	笠見 昭信	西原 英晃	梶村 皓二	小林 昭
		宅間 正夫	山崎 禎昭	吉田宏一郎	
	第7分野(理学, 農学, 医学, 社会科学, 人文科学, その他の学際・境界領域)				
				主査	副主査

企画委員会

委員	長	中原 恒雄			
副委員	長	隈部 英一			
委員		飯塚 幸三	大橋 秀雄	川崎 雅弘	城水元次郎
		古崎新太郎	堀 幸夫	三井 恒夫	山口梅太郎

政策委員会

委員	長	故小野田 武(2005年1月5日逝去)			
		丹羽富士雄(2005年3月から)			
委員		飯塚 幸三	石井 吉徳	大橋 秀雄	柏木 寛

川崎 雅弘	隈部 英一	鈴木 浩	富浦 梓
長島 昭	久田 安夫	平澤 冷	堀内 和夫
松本 和子	御園生 誠	山田 敏之	

国際委員会

委員長	飯塚 幸三			
副委員長	柳田 博明			
委員	青木 利晴	石原 直	上野 晴樹	児玉 文雄
	齊藤 忠夫	坂内 正夫	鈴木 浩	得田 与和
	中原 恒雄	萩原 一郎	原 禮之助	富士原由雄
	柳父 悟	山崎 弘郎	山田 肇	依田 直也
	渡辺 千仍			
特別顧問	植之原道行	岡村 總吾	永野 健	
Frontiers of Engineering (第4回)				
推進委員長	木村 孟			
推進委員	井口 泰孝	故小野田 武	*木村 茂行	柳田 博明

国際シンポジウム組織委員会

委員長	飯塚 幸三			
委員	*青柳 桂一	*飯倉 督夫	石原 直	上野 晴樹
	*唐木田健一	白井 良明	*瀬戸屋英雄	舘 暲
	*谷江 和雄	*辻 義信	*中野 栄二	*萩田 紀博
	*吹譯 正憲	*福田 敏男	古田 勝久	*三原 真一
	山田 郁夫	山田 敏之	山田 肇	
実行委員会				
委員長	飯塚 幸三			
委員	石原 直	上野 晴樹	*唐木田健一	*谷江 和雄
	古田 勝久	*三原 真一	山田 郁夫	山田 敏之
	山田 肇			

広報委員会

委員長	小林 敏雄			
副委員長	山崎 弘郎			
委員	阿部 栄一	伊藤 叡	上野 晴樹	河村 壮一
	佐藤 壽芳	田中 正人	藤嶋 昭	三村 由夫

2004 年度作業部会

2005年3月31日現在

* 非会員

Safety Burst WG(安全専門部会)

主 幹 部 会 員	査 事 員	* 高田 毅士 * 大鳥 靖樹 柴田 碧 他20名	住田 健二	堀内 和夫	向殿 政男
-----------------------	-------------	------------------------------------	-------	-------	-------

環境フォーラム

代 メ ン バ ー	表 示	石井 吉徳 秋元 勇巳 *アントニー・ポイズ 内田 盛也 川崎 雅弘 松井 一秋	秋山 守 飯塚 幸三 大矢 暁 合志 陽一 三井 恒夫	芦田 讓 井上 恵太 小川 克郎 武田 邦彦 森田 昌敏	渥美 和彦 * 上坂 博亨 故小野田 武 久田 安夫 * 六川 修一
-----------------------	--------	---------------------------------------------------------	-----------------------------------------	------------------------------------------	------------------------------------------------

デジタルコンテンツネットワーク流通専門委員会

委 幹 委 員 長 事 員	安田 浩 * 酒井 善則 笠原 正雄 * 中村伊知哉	* 阪田 史郎 * 藤田 欣裕	辻井 重男 * 曾根原 登	* 土井美和子
---------------------------------	-------------------------------------	--------------------	------------------	---------

技術リテラシー

主 委 専 門 委 員	査 員	桜井 宏 石原 直 隈部 英一 丹羽富士雄 * 秋山 久義 * 隈部 智雄	市川 惇信 佐藤 邦昭 馬場 準一 * 石井 紫郎	大野 榮一 住田 健二 * 尾高 進	川崎 雅弘 中島 尚正 * 草原 克豪
----------------------------	--------	------------------------------------------------------	------------------------------------	--------------------------	---------------------------

エンジニアリングと社会

主 委 員	査 員	上野 晴樹 石原 直	一原 嘉昭	大橋 秀雄	小林 信一
-------------	--------	---------------	-------	-------	-------

専 門 委 員	諏訪 基 *小西 義昭	鳥飼 欣一 *柴田 清	野村 東太 *中島 秀人	依田 直也
---------	----------------	----------------	-----------------	-------

北海道・東北地区の地域経済活性化のための工学の役割(北海道・東北地区)

主 査	神山 新一			
委 員	*五十嵐三武郎 谷 順二	井口 泰孝 中塚 勝人	猪岡 光 吉村 昇	曾根 敏夫

環境産業・環境技術の未来像(九州・近隣地区)

主 査	國武 豊喜			
メ ン バ ー	井上 雅弘 村田 朋美	*垣迫 裕俊	合志 陽一	後藤 敏

エネルギー基本戦略部会

部 会 長	秋元 勇巳			
副 部 会 長	秋山 守			
メ ン バ ー	芦田 讓 松井 一秋	石井 吉徳 三井 恒夫	内田 盛也 安井 至	内山 洋司
非会員メンバー	*井川陽次郎 *六川 修一	*小川紀一郎	*高倉 毅	*竹内 榮次
アドバイザーグループ メ ン バ ー	井形 直弘 鳥飼 欣一 依田 直也	一原 嘉昭 久田 安夫	住田 健二 柳父 悟	武田 邦彦 山崎 弘郎

安全知の連合

部 会 長	向殿 政男			
副 部 会 長	*新井 充	柴田 碧		
幹 事	*池田 博康	*吉村 健志		
部 会 員	杉本 旭 他23名	住田 健二	田村 昌三	堀内 和夫

21世紀の社会的責任

部 会 長	平澤 洽			
メ ン バ ー	川崎 雅弘	小林 信一	富浦 梓	廣松 毅
専 門 委 員	*中尾 政之	*中島 秀人	*蜂谷 豊彦	

社団法人日本工学アカデミー設立趣意書

1997年 4月23日

わが国の工学及び技術の基盤の確立と拡大強化を図り、先見性、創造性豊かな工学及び技術の創出を推進することは、わが国の発展の為ばかりでなく、世界人類の将来にとっても極めて重要である。従来わが国は応用技術、生産技術の面で革新的な展開を行うことにより、経済大国と呼ばれるまで成長したが、その後さらに創造性豊かな工学及び科学技術の推進や、これまで貢献の少なかった基礎研究の面における指導的役割も期待されるようになった。

1987年、大学・官公庁・民間において、工学の研究、技術開発、産業の振興等に顕著に貢献した優れた見識を持つ指導的立場の人々が上記の様な問題意識の下に、その学問分野や産業グループを越えて相集い、日本工学アカデミーを任意団体として設立した。その目的は必要に応じて独自の提言を行うことにより、わが国の科学技術全体の発展に寄与し、さらに諸外国のアカデミーとの交流を通して国際協力を推進することであった。

その後10年間にわたり、この日本工学アカデミーは委員会・専門部会等を編成して関連する問題について調査審議を行うと共に時宜に適った提言等を実施してきた。又、国際的に関心のある問題について、世界的権威者を招請して、国際シンポジウムを開催してきた。1990年には、海外各国の同種団体の連合体である国際工学アカデミー連合（Council of Academies of Engineering and Technological Sciences CAETS）へ加入を認められ、その活動に積極的に参加し国際交流を図ってきた。その結果、わが国の工学技術分野を代表する組織として、国際工学アカデミー連合加入の各国から高く評価される様になってきている。

この時期に当たり、日本工学アカデミーを任意団体から改組し社団法人とすることにより、一層その活動を推進したいと考えるに至った。その理由は、1．国際協力の活発化 2．国内活動の強化 3．普及啓発活動の推進 の三つである。

1．国際協力の活発化

国際工学アカデミー連合（CAETS）のみならず、広く海外の各国、特にアジア各国でも、工学アカデミーの設立の気運があり、これらとの相互連携においても、日本工学アカデミーの立場が強化されることが望ましい。国際的にも日本工学アカデミーの活動が評価されるに伴い、これらの活動を円滑にする為、その活動の社会的な認知及び公共性を明確な立場として捉えることがより効率的と判断される様になって来ている。

2．国内活動の強化

一昨年11月には、各省庁の枠を越えた議員立法によって科学技術基本法が成立し、内閣総理大臣の諮問を受けて、科学技術会議で策定された科学技術基本計画は昨年7月2日付で閣議決定された。政府は科学技術創造立国を基本政策とし、科学技術振興の為の種々の新施策も一部実行に移されつつあるが、科学技術基本法の基本的考え方は、日本工学アカデミーの設立の趣旨と全く合致する。日本工学アカデミーは、これら諸施策の最適な計画と実行を図る為に、関係者の利害を超越して、国益のための積極的な提言活動等を強化する。

3．普及啓発活動の推進

最近の社会状況として、青少年の理工学離れに警鐘が鳴らされており、青少年や一般国民に対して、科学技術とその経済社会への寄与について、その重要性を周知啓発する必要がある。このような背景の下に日本工学アカデミーは、国内外で公式に認知された団体として所期の目的を更に拡大して、普及活動も含めた公益活動を効率よく、効果的に実行する。

以上の趣旨により、任意団体である日本工学アカデミーを発展的に改組し、社団法人日本工学アカデミーを設立しようとするものである。

以　上

社団法人日本工学アカデミー定款

1998年1月5日制定

(2001年5月17日内閣総理大臣を主務大臣に変更承認)

(2002年5月20日主たる事務所を東京都港区芝五丁目26番20号に変更承認)

(2003年9月18日役員任期について変更承認)

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、社団法人日本工学アカデミーと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区芝五丁目26番20号に置く。

2 本法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本法人は、広く学界、産業界及び国の機関等において、工学及び科学技術並びにこれらと密接に関連する分野に関し、著しく貢献した広範な識見を有する指導的人材によって結成され、我が国の工学及び科学技術全般の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 創造的革新技术の萌芽の模索、評価等による、先見性・創造性のある基礎研究の推進のための調査研究、提言等に関する事業
- (2) 社会、産業界、学界が工学及び科学技術に関する分野で直面している具体的問題の把握とその解決に関する事業
- (3) 工学及び科学技術に関連する問題についての普及啓発活動に関する事業
- (4) 工学及び科学技術の分野における国際交流の推進に関する事業
- (5) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本法人の会員は、正会員、客員会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 次の事項の少なくとも一つに該当し日本国籍を有する者
 - ① 工学の研究及びその成果の実用化に関し、顕著な貢献をした者
なお、工学のみでなく、境界領域の学問分野はもとより関連ある社会科学・人文科学の分野も含む。
 - ② 新しい技術分野における先駆的研究開発に顕著な成果をあげた者
 - ③ 産業界において、先駆的又は極めて困難な事業を遂行するに当たって大きな成果をあげた指導的立場の者
 - ④ 工学及びこれに関連した教育の分野において顕著な功績があった者
- (2) 客員会員 日本国籍を有しない者で正会員の資格を有する者

(3) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を援助する個人または団体
(入会)

第6条 正会員及び客員会員候補者は、理事会の定める内規に従い、推薦された者の内から会員選考委員会の審査、理事会の議決を経て会長より通知される。正会員及び客員会員候補者は、会長が別に定める入会承諾書を提出することにより、正会員及び客員会員として登録される。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員、客員会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事25人以上36人以内
- (2) 監事3人以内

2 理事のうち、1人を会長とし、5人以内の副会長、1人の専務理事及び2人以内の常務理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

-
- 2 理事は互選により、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。
 - 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(職務)

第14条 会長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務全般の運営をつかさどると共に、会長から委任された事項の会務を処理する。
- 4 常務理事は、会長から委任された事項の会務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて本会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は主務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(名誉会長及び最高顧問)

第16条 本法人に、特に功績のあった正会員の中から名誉会長1人及び最高顧問若干名を置くことができる。名誉会長及び最高顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

名誉会長及び最高顧問は、必要と認められた場合、重要な事項について随時会長に助言するほか、会長の諮問に応じ、また会長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(顧問)

第17条 本法人に正会員の中から顧問若干名を置くことができる。顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応ずるほか、会長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面

をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第35条 理事会には、第26条から第29条までの総会の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 会員選考委員及び会員選考委員会

(会員選考委員)

第36条 本法人には、会員選考委員若干名を置く。

- 2 会員選考委員は、正会員の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 会員選考委員は、役員を兼ねることができる。
- 4 会員選考委員には、役員についての第15条(任期)、第18条(解任)及び第19条(報酬等)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「会員選考委員」と読み替えるものとする。

(会員選考委員会)

第37条 会員選考委員会は、会員選考委員をもって構成する。

- 2 会員選考委員会は、理事会によって決められた手続きにより推薦された者について、第5条第1項及び第2項の規定に従い審査し、正会員及び客員会員の資格に該当する者を候補者として理事会に提案する。
- 3 その他会員選考委員会の運営に必要な事項は、理事会でこれを定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 本法人の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において出席者の3分の2以上の議決を経て、主務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に主務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第44条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席者の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第45条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第47条 本法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第48条 本法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、本法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第49条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類

-
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に重要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の会員は、第6条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 3 本法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成10年の通常総会の日までとする。
- 4 本法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本法人の設立初年度の会計年度は、第45条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成10年3月31日までとする。
- 6 本法人は、設立の際、旧日本工学アカデミーの財産、債権及び債務を承継する。

会費に関する総会決定事項

(1998年5月21日第1回通常総会決定)

(1999年5月18日第2回通常総会一部改正)

定款第7条に定める会費は次の通り

- 1 正会員の会費は年額10万円とし、会計年度毎に納入する。10月以降に入会した正会員については入会年度の会費は半額とする。
- 2 但し、当分の間次の基準に従い、該当正会員の会費を減免する。
 - (1) 毎年4月1日迄に満80歳に達した会員を該当者とし、当年度より会費を免除する。
 - (2) 毎年4月1日迄に満75歳に達した会員を該当者とし、当年度より会費を1/2に減免する。
 - (3) 但し、(1)と(2)の場合、在会年数満3年以上とする。3年に満たない場合は3年に達した翌年度からとする。
 - (4) 毎年4月1日現在、満55歳未満の会員を該当者とし、当年度の会費を1/2に減免する。
 - (5) 会長は特別の事情のある会員に対し、理事会の議を経て会費を減免することができる。
- 3 賛助会員の会費は年額1口20万円とする。

以上

会員選考要領

1. 会員選考委員会は、会員5名以上より推薦された候補者を審査選考し、適格者を会員候補者として理事会に提案する。
2. 理事会は、上記1の会員候補者について、その審査結果を審議し、適格と認めた場合、承諾を得た上決定する。
3. 会員選考委員会は、次の7分野で構成する。
 - 第1分野（機械）
 - 第2分野（電気・電子・情報）
 - 第3分野（化学・材料・化学工学）
 - 第4分野（建設・環境）
 - 第5分野（金属・資源・材料）
 - 第6分野（造船，航空宇宙，応物，原子力，経営工学，その他工学分野）
 - 第7分野（理学，農学，医学，社会科学，人文科学，その他学際・境界領域）
4. 複数分野にまたがる候補者については、該当分野の会員選考委員が協同審査する。
5. 会員選考委員会は、5名以上の会員より提出された推薦書及び添付参考資料と、必要により委員会で収集した資料に基づき、定款に定める基準にのっとり審査選考する。
6. 会員選考要領の運用に必要な事項は、会員選考要領の適用内規として理事会で定める。

以上

会員選考要領の適用内規

1. 会員選考委員会の現行構成分野（下記）を当分の間次の通り運用する。

分野分類

第1分野	1 機械				
第2分野	1 電気	2 電子	3 情報		
第3分野	1 化学	2 材料	3 化学工学		
第4分野	1 建設	2 環境			
第5分野	1 金属	2 資源	3 材料		
第6分野	1 造船	2 航空宇宙	3 応物	4 原子力	
	5 経営工学	6 その他の工学分野			
第7分野	1 理学	2 農学	3 医学	4 社会科学	5 人文科学
	6 その他学際・境界領域				

- (1) 第6分野中その他の工学分野には、システム工学，生物工学，医工学等を含むものとする。
- (2) 社会（開発）工学，防災工学は、内容により第1分野，第4分野，又は第6分野（その他の工学分野）に分類する。
- (3) 材料工学系の候補者については、金属は第5分野，高分子は第3分野，セラミック，複合材料等に

- については代表推薦人の判断による。
- (4) バイオ関係の候補者については、代表推薦人の申し出により第3分野、第6分野又は第7分野に分類する。
 - (5) 運輸(輸送機器,施設), エネルギー, 情報通信等のシステムに関するものについては、代表推薦人の意向をいれ、選考委員会にて、関係要素技術の分野が第6分野(システム工学)か決定する。
 - (6) 制御工学は代表推薦人の申し出により第1分野、第2分野、又は第6分野に分類する。
 - (7) 産業機械工学は内容及び代表推薦人の申し出により第1分野、又は第3分野とする。
 - (8) その他、現行分野分類で分類困難な候補者については、その主分野は代表推薦人の意向を尊重して選考委員会にて決定する。
2. 会員推薦書の記載方法については下記の取り扱いによることとする。
- (1) 学位(博士)については取得年, 取得大学, 学位論文題目について記入することになっているが, 学位論文題目について記入のないものがあったとしても, その題目が選考に重要な要素とならない場合は不問とすること。
 - (2) 学会賞等の受賞については主な賞のみの記載を求めることとする。
 - (3) 希望審査分野については推薦書への記載が適切でないと判断された場合は, 事前に代表推薦者と事務局で協議すること。
3. 当分の間, 分野別定員, 会員数バランス等は考えない。
4. 会員選考要領の適用内規の運用に必要な事項は, 会員選考委員会で定める。

以上

客員会員の選考についての内規

1. 選考基準

下記の条件をすべて満足する者を客員会員に選考する。

- (1) 社団法人日本工学アカデミーの正会員の資格を有し, 日本国籍を有しない者。
- (2) 自国において確立されたアカデミーの会員であること。
自国のアカデミーが存在しない場合は, 他国において確立されたアカデミーの会員であること。
- (3) 社団法人日本工学アカデミーの事業に顕著な貢献のある者。

2. 選考手続き

国際委員会において選考基準に基づき候補者案を作成し, 選考理由を付して会員選考委員会に提案する。会員選考委員会はこれを受けて候補者を選考し, 理事会に提出する。理事会はこれを審議し, その結果を会長に推薦する。

以上

賛助会員取り扱い内規

1. 賛助会員には、原則として全会員へ配付する資料、ニュース、行事案内等を送る。
2. 賛助会員として入会の際、各委員会、専門部会等の目的、構成等を案内し、賛助会員の本アカデミー会員でない役職員の専門委員、WGメンバー等としての本会活動への参加を勧奨する。
3. 賛助会員より推薦された各特定個人の委員会、専門部会、WGへの受け入れは、委員長、専門部会長、WG主査等の同意を条件とする。
4. 賛助会員の代表者又はその代理者は、定款に定める総会に出席し、意見を述べることができる。

以上

他団体主催行事の共催、後援、協賛に関する取り扱いについての内規

1. 社団法人日本工学アカデミー及びその委員会、専門部会は、その目的のために有益である他の団体が主催するシンポジウム、会議、講演会、発表会、展示会等の行事を共催、後援、協賛することができる。
2. 社団法人日本工学アカデミー(その委員会、専門部会を含む)が共催、後援、協賛する行事(以下“行事”という)の内容は次の2項の何れかに合致するものであること。
 - (1) “行事”が本アカデミーの目的に有益な内容のもの。
 - (2) “行事”が本アカデミーの目的に反しないもので、本会会員の研究研鑽又は日常の業務活動に有益な内容のもの。
3. “行事”の主催団体は官公庁、公益団体、又はこれらに準ずる団体で、その行事を執行する十分な能力のある団体であること。
4. “行事”の目的に収益、政治、宗教等を含まず、純粹に公共の目的であること。
5. 本アカデミーが“行事”に参加するレベルは、共催(甲)、共催(乙)、後援、協賛の4レベルとする。
 - (1) 共催(甲)は前記第2,3,4項の条件を満たすと共に、計画当初より本アカデミーがその運営、内容に参画し、その意志を反映させるばかりでなく、場合によっては費用、運営責任の一部を分担するもの。
 - (2) 共催(乙)は前項(1)に準ずるが、費用、運営の責任の分担を伴わないもの。
 - (3) 後援は前記第2,3,4項の条件を満たすもので、“行事”の内容が本アカデミーの全面的参画なしに決定されたもので、本アカデミーの後援が“行事”の目的達成に有益と考えられるもの。
 - (4) 協賛は後援に準ずるが、本アカデミーの関係の程度が後援より低いもの。
6. 各レベルの参加については次の手続きによる。
 - (1) 共催(甲)及び費用負担を伴う後援については理事会の決議を必要とする。
 - (2) 共催(甲)について費用、運営責任の分担を必要とするものは担当理事を理事会において定め、担当理事は“行事”が本内規通りに実施されることに責任を持つと共に、“行事”終了後その結果を理事会に報告するものとする。
 - (3) 共催(甲)に関して分担金等を必要とするもの及び費用負担を伴う後援については、原則として年度

事業計画及び予算に計上することとし、年度予算に計上できなかった場合は、理事会での支出承認を必要とする。

- (4) 共催(乙)、費用負担を伴わない後援及び協賛する“行事”については、必要に応じ、関係理事、委員長、専門部会長等の助言を得た上で、専務理事の伺い出により会長が決定する。

7. 各レベルでの参加について事務局は次の手続きを実施する。

- (1) 共催(甲)“行事”については、全会員に対し可能な限り2回(共催決定の時及び出席登録の時)又、ニュース等を用い周知し、出席希望の会員の便宜をはかるものとする。

- (2) 共催(乙)、後援、協賛“行事”については適当な方法で行事を会員に案内するものとする。

8. 共催(甲)の“行事”については、本アカデミー会員が参加する場合は相応の優先的取り扱いを受けるよう努力するものとする。

なお、海外からの依頼等で、本内規による処理が不適當なケースが生じた場合には、別途理事会で協議する。

9. 本アカデミーが参加した“行事”については、主催団体よりプロシーディングス等の送付を求め、参加のレベルと“行事”の内容に応じて関係会員への配布、入手の援助、又は、ニュース等での内容の紹介等を行う。

以上

[参考] 英文記語案

主催する	Sponsor ,Organize ,Promote ,Hold
共催する	Co sponsor ,Co organize ,Co promote
後援する	Support
協賛する	Cooperate ,Endorse

委員会に関する内規

(2000年1月14日理事会承認)

第1条 委員会の設置

1. 社団法人日本工学アカデミー(以下アカデミーと称する)は、その目的を達成するために定款第6条に定める会員選考委員会のほか、以下の委員会を設置する。

企画委員会
政策委員会
国際委員会
広報委員会

第2条 目的

1. 企画委員会

企画委員会は、理事会の諮問するアカデミーの運営に関する基本的な事項について審議し、答申することを目的とする。

2. 政策委員会

政策委員会は、国の科学技術政策、工学に関する教育、科学技術に係る組織、制度、技術に関連

した企業経営などについて、アカデミーとして必要な調査研究を行い、必要に応じて意見書、報告書等を作成、理事会の承認を得て内外に発表、提言することを目的とする。

3. 国際委員会

国際委員会は、理事会の方針に基づき、アカデミーの国際活動を企画、実行することを目的とし、海外との交流の窓口となる。

4. 広報委員会

広報委員会は、理事会の方針に基づき、アカデミーの事業を会員及び社会に広報するための窓口となり、その方法、内容等について基本的な方針を決定すると共に、印刷物等の企画編集等を担当する。

第3条 委員、委員長、下部組織

1. 委員、委員長等

委員会は、理事会で指名される理事1人以上を含む10人以上の正会員で構成され、委員長、副委員長各1人を置く。各委員会の人数は委員会で定める。

(2) 理事会で指名される担当理事以外の委員は、委員会で正会員より選出する。

(3) 委員長、副委員長は、委員の互選により選出し、委員長については理事会の承認により会長が任命する。

(4) 委員の任期は2年を単位とし、再任を妨げない。但し各委員会は継続任期の上限を定めることができる。

(5) 委員長、副委員長の任期は2年を単位とし、2期4年以下を原則とする。但し、特にやむを得ない事情のある場合は、更に1期2年迄の延長を認めるが、通算任期は6年を超えてはならない。

(6) 委員長は、委員会の目的を遂行するのに必要な場合には、正会員以外の専門委員、スタッフ等を委嘱することができる。

2. 委員会は、事業の遂行のために必要な場合は3年を超えない期限を定めて小委員会、ワーキンググループ等を編成することができる。小委員会、ワーキンググループ等の運営の方法は、委員会で定める。

3. 委員会は、委員会の職務を遂行するために、定例的に、また、必要に応じて臨時の委員会を開催する。

(2) 委員会は委員長が招集して開催する。但し、2人以上の委員から要求があった場合は、委員長は臨時委員会を招集しなければならない。

(3) 委員長は委員会を主宰し、委員長不在の場合は副委員長が、副委員長も不在の場合は予め委員長の指名した委員が、委員長の職務を代行する。

(4) 委員会の決定は、出席委員の合意により委員長が行う。

4. 議事録、委員会事務

委員長またはその代行者は、委員会の議事録を作成し、次の委員会で確認を受けるものとする。

(2) 議事録の原案作成を含む委員会の事務は、委員長の指示を受けて事務局が行う。

以上

作業部会に関する内規

(2002年11月21日理事会承認)

(2003年1月15日理事会確認)

1. 社団法人日本工学アカデミーはその使命を達成するために必要と考えられる課題について作業部会を置く。作業部会は機動性・即時性を発揮し、短期間に調査研究し、見解を取りまとめて、提言、発信活動等を行う。
各地区独自の作業部会の編成を勧奨する。
2. 作業部会の活動期間は1年を単位とし、2年までを原則とする。但し、特に事情がある場合は、理事会の承認により更に1年以下の期間で延長することができる。
3. 作業部会の設置手続きは次に従う。
 - (1) 会員は他に2人以上の会員を募り、その設置を随時、事務局に提案することができる。事務局は提案を登録する。
 - (2) 登録された作業部会は3ヶ月以内に実施計画書を作成し、理事会に提出する。作業部会は理事会の承認を得て活動を開始する。
 - (3) 作業部会長は理事会の承認を得て、会長が任命する。
 - (4) 事務局は承認された作業部会の発足を全会員に開示し、会員は作業部会に参加を申し込むことができる。
 - (5) 作業部会長は、必要に応じ会員以外の専門家を委嘱することができる。
4. 作業部会は会員に適時検討経過を中間報告し、作業完了時には総会、談話サロン、EAJ NEWSなどを通じて、作業結果を周知する。
5. アカデミー外部に作業部会として提言、発信する場合は、作業部会長の責任と判断により、必要に応じ広報委員会と協力の上、作業部会長の名前で効果的な発信活動(例:政府・関係省庁への提言、シンポジウム、ワークショップなどの開催、新聞発表など)を行うものとする。ただし、内閣総理大臣宛の提言等会長名により公表すべき重要事項については理事会の承認を得るものとする。
6. 作業部会の名称はワーキンググループ(WG)、タスクフォース(TF)、フォーラム、専門委員会など、作業部会長が適切に課題に応じて命名できる。
7. 作業部会が他の団体と共同して行事を開催する場合は、「他団体主催行事の共催、後援、協賛に関する取り扱いについての内規」に従う。

以上

追記: 外部からの委託により作業する場合は別途協議し、理事会での承認を得るものとする。

社団法人日本工学アカデミー賛助会員

(入会順)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 日本電気株式会社 | 10 株式会社日立製作所 |
| 2 住友電気工業株式会社 | 11 三菱電機株式会社 |
| 3 富士通株式会社 | 12 東日本旅客鉄道株式会社 |
| 4 トヨタ自動車株式会社 | 13 日本電信電話株式会社 |
| 5 大成建設株式会社 | 14 株式会社東芝 |
| 6 鹿島建設株式会社 | 15 三菱マテリアル株式会社 |
| 7 ソニー株式会社 | 16 株式会社 NTT データ |
| 8 西松建設株式会社 | 17 株式会社 NTT ドコモ |
| 9 三菱重工業株式会社 | 18 日産自動車株式会社 |

以上18社